



総 コ 推 第 4 4 6 号
令和4年（2022年）10月24日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆

諮問第645号

施設型給付費等支給事務のクラウドシステムにおける電子計算機の
電気通信回線による接続について（諮問）

下記のとおり、施設型給付費等支給事務のクラウドシステムにおいて電子計算機の電気通信回線による接続をしたいので、枚方市個人情報保護条例第13条ただし書により諮問します。

記

1 目 的

市内の教育・保育施設を運営する事業者（以下「事業者」といいます。）に、利用している児童数及び従事している職員数等から算定した給付額を支給する施設型給付費等支給事務を効率的に実施するため、必要な情報を一括で管理する施設型給付費等支給事務のクラウドシステム（以下「本システム」といいます。）の導入を検討しています。

当該支給事務については、事業者から給付の請求書の提出を受けるまでに、職員情報等を収集し、給付額を算定する必要があります。現在は紙、電話、メール等による情報共有を行っていますが、本システムを導入することにより、当該給付を受ける事業者（本システムの登録者）と本市職員は、本システム上で一元的に情報共有できるため、煩雑さが解消され、正確かつ迅速な事務処理が可能となります。

本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、実施機関以外の者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。

- 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目
職員情報：氏名、役職、職名、資格種類、雇用形態、勤務形態、兼務の情報、1日当たりの勤務時間、1月あたりの勤務日数、各月の1月当たり勤務時間数、勤務開始日（雇上日）、勤務終了日（退職日）、他施設での勤務歴、配置クラス・役割等、非常勤職員を常勤換算する際に用いる所定労働時間、身体障害者・知的障害者・精神障害者・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の別
- 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者
本システムの登録者（自施設の職員の職員情報に限る。）
- 個人情報の保護体制
情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

施設型給付費等支給事務のクラウドシステムにおける情報の流れ

➡ : 情報の流れ

教育・保育施設の事業者

枚方市

実施機関以外の者が使用する電子計算機

・職員情報入力・確認

1. 氏名
2. 役職
3. 職名
4. 資格種類
5. 雇用形態
6. 勤務形態
7. 兼務の情報
8. 1日あたりの勤務時間
9. 1月あたりの勤務日数
10. 各月の1月当たり勤務時間数
11. 勤務開始日（雇上日）
12. 勤務終了日（退職日）
13. 他施設での勤務歴
14. 配置クラス・役割等
15. 非常勤職員を常勤換算する際に用いる所定労働時間
16. 身体障害者・知的障害者・精神障害者・母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の別

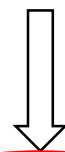
・給付額等の内容確認

・請求書出力

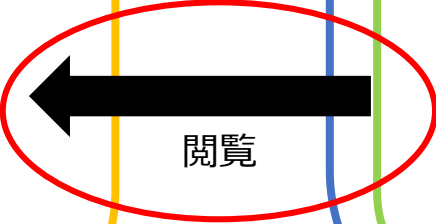
入力



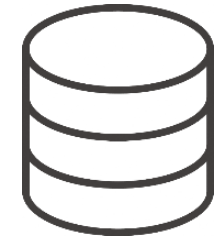
諮問対象



閲覧



実施機関の使用する電子計算機



・職員情報
= 保有個人情報

・給付額等の請求情報

施設型給付費等支給事務のクラウドシステム

・入力内容の審査
・給付額等の算定・通知